

随意契約締結状況

(令和5年8月)

No.	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当 部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る契 約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	監視カメラ設備 ネットワークディス クレーダー更新工事	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市乙 吉町イ103-1	令和5年4月27日	㈱立芝 広島県広島市西区楠木町2- 4-3	2,365,000 円	「予定価格が250万を超えない工事」に該当する ため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条 (1))	
2	正面玄関進入路舗装修繕工事	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市乙 吉町イ103-1	令和5年5月9日	㈱野村組 島根県益田市遠田町255-4	1,375,000 円	「予定価格が250万を超えない工事」に該当する ため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条 (1))	
3	医療ガス(吸引)供給設備油回転式 吸引ポンプ整備工事	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市乙 吉町イ103-1	令和5年5月25日	㈱棕木照会 島根県益田市幸町4-63	1,685,200 円	契約業者は、当地区で製造メーカーの医療ガス 設備工事を取り扱う唯一の業者であることから、 契約の性質又は目的が競争を許さない場合に 該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条 第4項)	
4	医療ガス(空気)供給設備コンプレッ サー整備工事	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市乙 吉町イ103-1	令和5年5月25日	㈱棕木照会 島根県益田市幸町4-63	3,692,700 円	契約業者は、当地区で製造メーカーの医療ガス 設備工事を取り扱う唯一の業者であることから、 契約の性質又は目的が競争を許さない場合に 該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条 第4項)	
5	吸収冷温水機整備作業	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市乙 吉町イ103-1	令和5年6月12日	パナソニック産機システムズ㈱ 中四国支店 広 島県広島市西区商工センター 4-9-9	10,450,000 円	契約業者は、製造メーカーのサービス会社で、 現在、冷温水機の定期保守点検契約をしており、 本件を履行できる唯一の業者であることか ら、「契約の性質又は目的が競争を許さない場 合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第 36条第4項)	
6	空調圧縮機交換作業	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市乙 吉町イ103-1	令和5年7月28日	三菱電機ビルソリューションズ ㈱中国支社広島支店 広島県広島市中区大手町2- 11-10	2,552,000 円	契約業者は、製造メーカーのメンテナンス会社 で、現在、冷凍・空調設備点検の保守契約をし ており、本件を履行できる唯一の業者であること から、「契約の性質又は目的が競争を許さない 場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則 第36条第4項)	